

広報 **なみえ** お知らせ版

(平成26年11月15日発行) No.41

浪江町を離れ、避難生活を余儀なくされている町民の皆さんへ、各種情報をお届けします。

※平成26年11月4日現在の情報を掲載しています。今後、内容が変更されることもありますので、あらかじめご了承ください。

発行 浪江町役場復興推進課

〒964-0984
福島県二本松市北トロミ573番地
代表TEL 0243 (62) 0123
直通TEL 0243 (62) 4731
http://www.town.namie.fukushima.jp
*毎週土・日・祝祭日は閉庁日です。

QRコード ホームページの情報は携帯でもご覧いただくことができます。

QRコードをご利用ください。

浪江町公式フェイスブック・ページ「つながろうなみえ」町からのお知らせや写真などがご覧いただけます。

お知らせ

除染および災害廃棄物等に関する相談窓口を開設しています

11月4日より、浪江町役場本庁舎内に環境省による「除染および災害廃棄物等に関する相談窓口」を開設しました。町民の皆さまからの除染（同意取得および本格除染工事等）、災害廃棄物、家屋解体に関するご相談をお受けしています。

▼受付日・時間

月曜日から金曜日
(祝日、年末年始を除く)
9時～17時

▼開設場所

浪江町役場本庁舎1階南側
(浪江町大字幾世橋字六反田7-2)

▼受付相談内容

- 浪江町の除染（同意取得および本格除染工事等）
 - 浪江町の災害廃棄物処理、家屋解体に関する事項
- ※電話でも相談に応じています。
0120(505)043

催し

「相双こども科学祭2014」のご案内

福島県は、「遊び」ながら「ものづくり」や「科学」を楽しく学べる「相双こども科学祭2014」を開催します。

3Dプリンタによるスタンプ作りや、人型ロボット「PARLO（パルロ）」との対話もできます。申込み不要・参加無料。当日は、「なみえ焼そば」や「マミーすいとん」の屋台も出ますので、ぜひお越しください。

※屋台のふるまい（無料）は数量限定です。

量限定です。

▼日時 12月6日(土)
10時～14時

▼会場 テクノアカデミー浜(南相馬市)

▼対象 小学生および中学生

▼会場 福島県相双地方振興局企画商工部

TEL 0244(26)1142

相談

人権相談を開設します

長期化する避難生活などに伴うプライバシー侵害、いじめやDV、いやがらせを受けて困ったり、悩んだりしていませんか。

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、皆さんの相談に応じます。

相談は無料で、秘密は厳守します。なお、開設中は電話での相談も受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

▼日時 12月1日(月) 10時～15時

▼場所 浪江町役場二本松事務所1階小会議室1B

▼当日専用ダイヤル

TEL 090(9030)1181
TEL 0243(62)0129
問 町民税務課住民係

緊急情報の全国一斉の情報伝達訓練を実施します

平成26年11月28日(金) 午前11時00分

浪江町は、地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム（Jアラート）から送られてくる国からの緊急情報を、さまざまな手段を用いて確実に皆さまへお伝えするため、情報伝達訓練を行います。

■当日実施する訓練内容

情報伝達手段	内 容
防災行政無線	防災行政無線、浪江町メールマガジンおよび浪江町公式フェイスブックから、平成26年11月28日(金)の11時00分に試験放送(配信)をする予定です。
浪江町メールマガジン	【防災行政無線放送内容】 <上り4音チャイム> + 「これは、テストです」×3回 + 「こちらは、防災浪江広報です」 + <下り4音チャイム>
浪江町公式フェイスブック	【浪江町メールマガジンおよび浪江町公式フェイスブック配信内容】 「これは、テストです」 「こちらは防災浪江広報です」

注) 浪江町以外の地域でも、全国的にさまざまな手段で情報伝達訓練が実施されます。

注) 災害等により訓練が中止される場合があります。

Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

問 帰町準備室危機防災係 TEL 0240(34)0229

平成26年度浪江町除染等工事(その3)について対象行政区が追加されました

国（環境省）は、特別地域内除染実施計画に基づき、仮置場確保等の除染業務発注に必要な条件が整った地域から本格除染の発注を行っています。

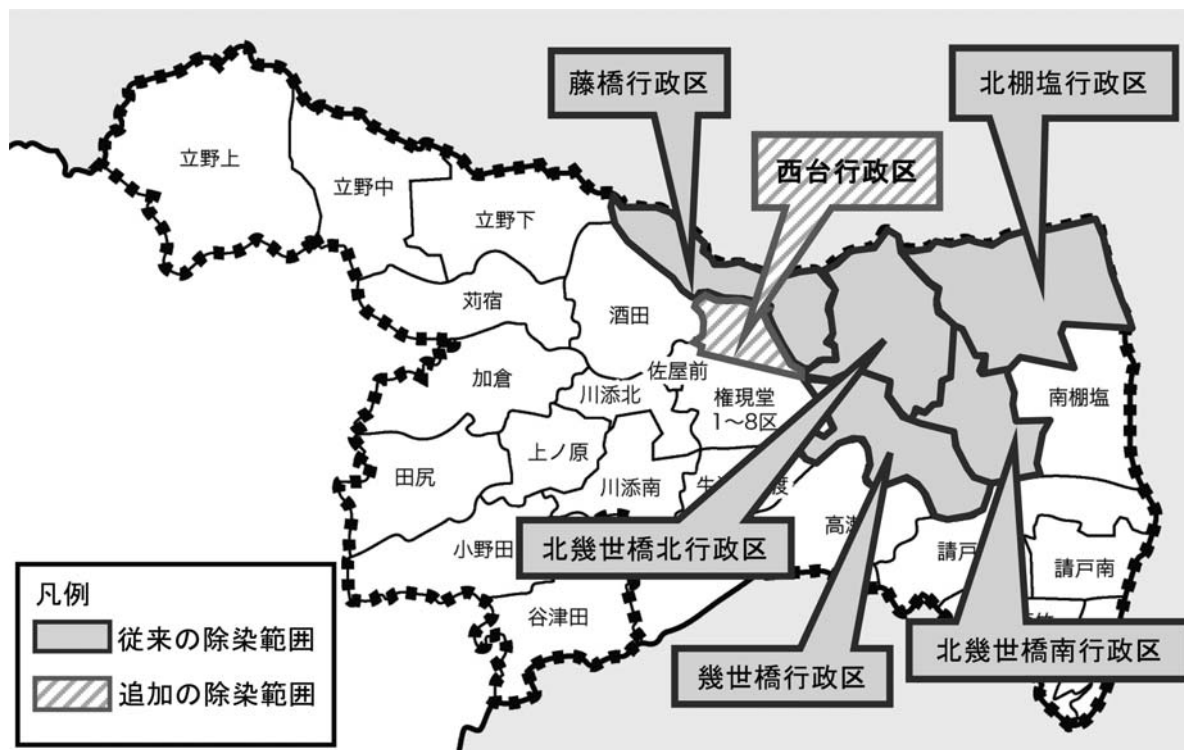
既にお知らせしました平成26年度浪江町除染等工事（その3）に、『西台行政区』が追加されることになりましたのでお知らせします。

除染作業の開始に伴い、交通量が増加することが予測されますので、一時帰宅の際には十分に注意していただきますようお願いいたします。

なお、除染作業に関わる運転手と作業員には、作業車両の交通事故防止対策として、運搬ルート of 徹底および教育並びに必要なに応じて交通誘導員の配置等を行います。

本格除染	幾世橋行政区、北幾世橋北行政区、北幾世橋南行政区、藤橋行政区、北棚塩行政区、西台行政区（追加）
工 期	平成26年9月1日から平成27年3月31日
施工業者	安藤・間、戸田建設、不動テトラ、浅沼組、岩田地崎建設特定建設工事共同企業体

■位 置 図



環境省 福島環境再生事務所 浜通り北支所（浪江町担当） ☎0244(26)9912